長崎県立長崎明誠高等学校長 岩橋 英夫

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス 感染症対応について(お知らせ)

日頃から本校の教育活動にご理解をいただき感謝申し上げます。

標記の件について、令和5年5月8日以降の本校における対応は、県教育委員会からの通知(令和5年4月28日付け)の趣旨に基づき、下記のとおりとしますのでお知らせします。

つきましては、各ご家庭で内容をご確認いただき、ご協力をお願いします。

記

- 1. 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について
  - ○新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、
    - ・家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握
    - ・適切な換気の確保
    - 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

といった対策を講じることが、引き続き重要である一方で、感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に特段の感染症対策を講じません。

- ○地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、
  - ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
  - ・児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること

等の措置を一時的に講じる場合があります。

- ○基本的に季節性インフルエンザと同等の取扱いとなります。
- ・生徒本人の感染が確認された場合は出席停止となります。期間は「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」が基準となります。 (裏面参照)

## 2. 各家庭へのお願い

- ○生徒本人の身体の抵抗力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心掛けてください。
- ○生徒本人に発熱等の風邪症状があり学校を休む場合、<u>これまでは出席停止となっ</u>ていましたが、今後は欠席となります。

## 3. その他

- ○濃厚接触者としての特定は行われません。
- ○<u>今後対応に変更がある場合はメールメイトでお知らせします</u>ので、1学年保護者の方で登録がまだの方は登録をお願いします。(登録方法は学校 HP に掲載)
- ○何か気になることがありましたら学校へご相談ください。

## 新型コロナウイルス感染症出席停止期間 �和5年5月8日~

例	発症日	発症後5日間(出席停止期間)					発症後5日間経過	
	0日目	I 日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症後  日目に 解熱	発熱等の 症状	解熱他						
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
発症後 4日目に 解熱	発熱等の 症状		000	000	解熱他			
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
発症後 5日目に 解熱	発熱等の 症状	000	0	0	000	解熱他	症状軽快 日目	
1.5%	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能

\*季節性インフルエンザは、「発症後5日間、かつ解熱後2日」の出席停止期間となります。